

# オフィス恩

## ちょっと Chat

社労士事務所オフィス恩 代表 橋本 麻由美 (はつしい)  
特定社会保険労務士・キャリアコンサルタント  
行動指針作りアドバイザー・承認コミュニケーター  
日本褒め言葉カード協会インストラクター  
持ち味ファシリテーター  
日本ストレスチェック協会ファシリテーター

ウォーキングを  
より効果的にするため、  
意識しましょう！



1. 前後にストレッチ
2. 歩き方、フォーム
3. 歩く速さ



## 国税庁より「在宅勤務に係る費用負担等に関するFAQ」

(源泉所得税関係)

### ◆概要

テレワークによる働き方が定着するなか、会社以外で業務にあたる際の通信費や光熱費の費用負担に係る税務について、2021年1月、国税庁よりFAQが公表されました。

FAQでは、手当の支給方法や業務使用部分の精算や計算方法等に係る税務の取扱いを示しています。ここでは、主な内容の項目を取り上げます。

### ◆企業が従業員に在宅勤務手当を支給した場合、

従業員の給与として課税する必要があるか？

- ・費用の実費相当額を精算する方法で従業員に対して支給する  
⇒課税する必要なし
- ・在宅勤務手当として渡切りで支給するもの  
(必要費用として使用しなかった場合でも返還義務のないもの)  
⇒課税する必要あり



### ◆従業員が負担した通信費の計算方法

#### ○電話料金

「通話料」と「基本使用料」について示しており、通話料に関しては明細書等で確認できるため、その部分の企業の負担は非課税扱い。基本使用料については、次のような【算式】で算出したものについては非課税

○インターネット接続にかかる通信料

「基本使用料」や「データ通信料」などについて、業務で使用した部分を合理的に計算する必要があり、次のような【算式】により算出したものについては非課税。

### 【算式】

業務のために使用した基本使用料や通信料等

$$= \boxed{\text{従業員が負担した1か月の基本使用料や通信料等}} \times \boxed{\text{その従業員の1か月の在宅勤務日数}} \div \boxed{\text{該当月の日数} \times 1/2}$$

例) 従業員が9月に在宅勤務を20日行い、  
1か月の基本使用料や通信料を1万円負担した場合の業務のために  
使用した部分の計算方法

$$10,000 \text{ 円} \times 20 \text{ 日 (在宅勤務日数)} \div 30 \text{ 日 (9月の日数)} \times 1/2 = 3,334 \text{ 円}$$

(1 円未満切上げ)

このほか、電話料金に係る行う使用部分の計算方法や、レンタルオフィス等の利用に関する取扱いについても示しています。詳細は、以下をご確認ください。

★国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0020012-080.pdf>



## 先月のオフィス恩の活動

キャリアカウンセリング実施した延べ人数が200人になりました！

これまで、個人でのカウンセリングのご依頼や、求職者訓練におけるキャリアカウンセリング、ハローワークでのキャリアカウンセリング（ハローワークでは勤務終了）に携わり、面談させていただいた方の数を確認したところ、200名を超えました。1人あたり、約1時間の面談ですが、毎回あっという間に過ぎてしまう感じがあります。1回のみ、という場合もあれば、継続してのフォローを求められる場面もあります。どのような場面でも、信頼関係を築き、「この人になら話してもいいな」と思ってもらえるところからスタートするよう心がけています。今後も少しずつ経験を積み重ねてまいります。



### ～ON (オフィス恩) ⇒ OFF (プライベート)～

先月、「そろそろ車が・・・」と書きました。そして、いよいよマイカー乗り換えに向けて動き出しました(笑) 私がメインで使うので、軽自動車にするのは決定！というわけで、カタログを比較中なのですが、最近の軽自動車って超～優秀なのですね！デザインも素敵だし、安全性も我が家の車にはないものばかりです。ワクワクしてきました～(≧▽≦)

### ★今月の御朱印★

奈良県の石上神宮（いそのかみじんぐう）です。日本最古の神社の一つと言われています。御朱印は「七支刀（しちしとう）」。この七支刀は、西暦369年に製作されたと考えられているそうです。さすが国宝です！（\*^^\*）



では、また来月もよろしくお願いいたします！